

世羅町共同募金委員会事業に要する経費費目表（参考）

共同募金地域配分金事業申請書の「事業に要する経費」欄の記入については、下記の表を参考のうえご記入ください。

費　　目	内　　容
食　材　費	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動対象者にかかる食材費
給　食　費	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛弁当やおせち料理の配食事業、高齢者招待事業等を行う際の弁当、お茶等の購入 ※弁当等における助成金限度額 一人当たり（税抜）1,200円とする ※弁当と一緒に、既製品のペットボトル飲料やお茶菓子を準備する場合は、一人当たりの給食費（一人当たり（税抜）1,200円）に含めることとする ・活動者等の飲料代 等 ※屋外等の活動中において、熱中症予防の水分補給として認められる範囲であること ※会議における飲料代は助成金対象外とする
材　料　費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の中で使用する材料代 例) 布、糸、折り紙、木材 等
消　耗　品　費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品 例) 筆記用具、印刷用紙、プリンターインク、コピー代 等 ・日用品 例) ゴミ袋、紙コップ、台所用品、マスク 等 ・活動写真現像代
被　服　費	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォーム、帽子 等 ※助成金額の3分の1を上限とする
通　信　運　搬　費	<ul style="list-style-type: none"> ・はがき代、切手代 ・宅配便など運搬における送料 等
保　険　料	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険掛金 等
手　数　料	<ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料
旅　　費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会参加に係る交通費 ※算出根拠が明確であること
報　償　費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、指導者への謝礼金
燃　　料　費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に係る燃料費（※ただし、ガソリン代・軽油代、混合燃料代） ※混合燃料については、活動に必要な量として、1団体 年間10リットルまで ※算出根拠が明確であること ※但し、行政からの補助がある場合はそちらを優先とする
使　用　料　及　び 賃　借　料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料、冷暖房使用料 ・バス、レンタカー等賃借料 ※バスの賃借料はその活動が福祉活動の推進となるもの ※会員の草刈り機、軽トラックを使用した場合の借り上げ代は対象としない

※申請時は上記内容を充分ご確認いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら事務局までご相談ください。

【世羅町共同募金委員会事務局】

世羅町社会福祉協議会 本 所 電話：22-3162
 // 世羅西支所 電話：37-1335

